

法人住民税WT議事（令和6年7月17日～令和6年7月23日）

#	仕様書分類	要件No. 要件ID	件名	確認事項フラグ	WT確認事項	回答集約（地方団体構成員）	検討結果
1	機能要件		不納欠損	②意見照会	不納欠損の情報を収納から賦課側へ連携すべきとの意見が事業者より寄せられておりますが、法人住民税において不納欠損情報が連携されることは必要でしょうか。必要に応じ収納管理システムを参照することでも対応可能かと考えますが、現行システムでの連携機能の有無含め必要性についてご教示ください。	<p>(G市)：現行システムでの連携機能はございません。 不能欠損情報の連携は不要と考えます。 (E市)：必要ないと思えます。 必要なのは収納システム運用でいいと思えます。 (K市)：K市では課税業務と収納業務をそれぞれの課で行っているため、参照することで対応可能ですが、組織編成によっては連携されている方が望ましいと考える自治体があるかもしれません。 (C市)：現行システムでは連携機能がなく、今後も連携の必要はないと考える。 (I市)：現行システムでは連携機能が無いため、賦課側が必要に応じて収納管理システムを参照することで、対応しております。連携機能は必須とは考えておりませんが、同機能があれば有益であると感じます。 (B市)：不能欠損情報の連携は現時点では必要と考えておりません。 (J市)：不納欠損情報を連携することまでは不要と考えます。 左記のとおり、必要に応じ収納管理システムを参照することで事足りると考えます。 (F市)：特に必要性は感じません。 現行システムは基幹連携システムのため、収納情報の一部を照会でき、不納欠損情報は確認できますが、賦課側の処理に不能欠損の状況が影響することはありません。 (H市)：必要に応じて収納管理情報を参照できるため、不能欠損情報の連携は不要であると考えている。 (D市)：現行、法人住民税において不納欠損情報は連携されていないが、件数も少ないため不納欠損の情報は担当係に確認することで処理しているため、連携機能は特段必要ないです (A市)：不納欠損情報を連携することまでは不要と考えます。 左記のとおり、必要に応じ収納管理システムを参照することで事足りると考えます。 (地方税共同機構)：照会内容について回答する立場にありません。 (デジタル庁)：市町村の税業務に関する事項のため、制度所管省庁において適切にご判断いただければと思いますが、他税目との横並びでの調整が必要と考えます (総務省デジタル統括アドバイザー)：意見無し。</p>	必要と回答している構成員の意見はなく、ベンダも必要性を感じていない、不要と回答しているところが多い。一部ベンダは要望しているようにも思えるが、便利機能との意見で、必須という意見ではない。以上を踏まえて、法人住民税において不納欠損情報を連携する機能は設けない。